

§ 125 技術資料及び機密扱いの防衛物品の輸出許可

節		Page
125.1	本章の対象となる輸出	1
125.2	機密でない技術資料の輸出	1
125.3	機密扱いの技術資料及び機密扱いの防衛物品の輸出	2
125.4	一般的適用の除外	2
125.5	プラント訪問に関する除外条項	5
125.6	適用除外に対する証明の要求事項	5
125.7	機密扱いの技術資料及びその他の機密扱いの防衛物品の輸出手続き	6
125.8	[Reserved]	
125.9	機密扱いの技術資料及び機密扱いの輸出に対する輸出許可証及びその他の認可の送達	6

典拠：Secs. 2 and 38, Pub. L. 90.629, 90 Stat. 744 (22 U.S.C. 2752, 2778); E.O. 11958, 42 FR 4311;
3 CFR, 1977 Comp. p. 79; 22 U.S.C. 2651a.

出典：特に明記しない限り、58 FR 39310, July 22, 1993。

§ 125.1 本章の対象となる輸出

- (a) 本章の規制は、技術資料の輸出及び機密扱いの防衛物品の輸出に適用される。公知の情報（本副章の § 120.11 及び § 125.4(b)(13) を参照のこと）は、本副章の対象としない。
- (b) 技術資料の輸出許可及び § 125.4 における除外条項は、防衛取引管理部の認可が取得されていない限り、外国での生産を目的とするもの又は技術援助に対して使用してはならない。この認可は、通常、本副章の § 124 で指定される手続きによってのみ与えられる。
- (c) 輸出が認可された技術資料は、防衛取引管理部の事前の書面による認可がなければ、最終使用国から又は認可された外国の最終需要者（輸出許可若しくは輸出認可で指定されている）から再輸出、移転若しくは転用されてはならない、或いは他の国の国民に開示してはならない。
- (d) 本章の規制は、技術資料が本副章の規制の対象になると防衛取引管理部により決定された場合、技術資料を輸出しようとしている者が防衛物品を製造又は生産するか否かに関わらず、本節の(a)項で言及される輸出に適用される。
- (e) 本副章の § 121.1 のカテゴリーVI(e)、カテゴリーXVI、及びカテゴリーXX(b)(1)に掲げる物品に関連する技術資料の輸出については、本副章の § 123.20 を参照してください。

(f) 契約書で示される条件により限定される場合を除いて、輸出許可により許可された輸出、再輸出、再移転、又は一時的輸入は、契約書、輸出許可申請書及び何らかの説明書において記載される品目、最終需要者、及び当事者に対するものである。DDTC は、申請者が、提出された契約書、説明書、及びその他の書類において行われた、或いはそれらの書類に関連して提示された主張に基づいて契約書を承認し、輸出許可を交付する。

[58 FR 39310, July 22, 1993, as amended at 71 FR 20544, Apr. 21, 2006; 78 FR 40933, July 8, 2013; 79 FR 47, Jan. 2, 2014; 81 FR 62008, Sept. 8, 2016]

§ 125.2 機密でない技術資料の輸出

(a) 輸出許可

機密でない技術資料の輸出は、その輸出が本副章の輸出許可要求事項から除外されない限り、輸出許可 (DSP-5) が必要である。プラント訪問の場合、当該技術資料の評価のため、計画された協議内容の詳細が、防衛取引管理部に伝達されなければならない。当該技術資料又は協議内容の詳細のコピーが提出されなければならない。

(b) 特許

技術資料の輸出について、その技術資料が、国内での特許出願の提出をサポートするのに使用されるものを超える場合又は国内での申請が提出されないときにあっては外国での特許出願の提出をサポートするために使用されるものを超える場合はいつでも、防衛取引管理部により発行される輸出許可証が必要である。外国での特許出願の申請に関する請求、及び当該特許に対する補正、変更又は補足の申請に関する請求は、37 CFR § 5 に従って米国登録商標特許庁の規則に従わなければならない。外国での特許出願の申請及び処理をサポートするための技術資料の輸出は、35 U.S.C. 184 に従って米国登録商標特許庁によって公布される規則の対象となる。

(c) 開示

別途、本副章において明示的に除外されていない限り、米国人による外国の者への技術資料の口頭、映像若しくは書類での開示については、輸出許可が必要である。技術資料が伝達される方法（例えば、本人が外向いて、電話、手紙のやりとり、電子的手段等）に関係なく輸出許可が必要である。外国公館及び外国領事館への訪問に関連して米国人により行われるこのような開示については、輸出許可が必要である。

[58 FR 39310, July 22, 1993, as amended at 71 FR 20544, Apr. 21, 2006; 81 FR 54737, Aug. 17, 2016]

§ 125.3 機密扱いの技術資料及び機密扱いの防衛物品の輸出

- (a) 外国政府により又は大統領令 12356、次期大統領令若しくはその他の法的根拠に基づいて機密扱いにされた防衛物品（技術資料を含む）を輸出する許可を求める請求は、承認のために防衛取引管理部に提出しなければならない。申請書には計画されている取引の詳細な説明を含めなければならない。また、申請書には、輸出許可証に記載されるすべての米国側当事者の施設の機密事項取り扱い資格コード [facility security clearance code] をリストしなければならない、さらに、出荷するために貨物を梱包する責任を有する当事者を所管する防衛安全局の保安管轄事務所を記入しなければならない。申請者、外国の荷受人、最終需要者及び関係する外国政府の権限が与えられた代表者によって署名された非移転使用証明書（様式 DSP-83）が必要である。
- (b) 一時的輸入の後に輸出又は再輸出のいずれかについて防衛取引管理部により認可される機密扱いの技術資料は、国防総省の国家産業セキュリティプログラム運用マニュアルの要件に従ってのみ移転又は開示される（ただし、この要件が、防衛取引管理部により提供されるガイダンスと直接対立している場合を除く、この場合には後者のガイダンスに従わなければならない）。米国の管轄省庁及び管轄機関によって課せられるその他の要求事項についても満たされなければならない。
- (c) 米国内又は外国に所在する外国の者への米国人による技術資料の輸出については、防衛取引管理部の認可を取得しなければならない（ただし、計画された輸出が本副章の規定のもとに除外されている場合を除く）。
- (d) 発明秘密保持命令で対象とされる特許出願に関するすべての連絡は、米国特許商標庁に提出されることになっている（37 CFR 5.11 を参照のこと）。

[58 FR 39310, July 22, 1993, 改正 71 FR 20544, Apr. 21, 2006]

§ 125.4 一般的適用の除外

- (a) 以下の除外条項が、防衛取引管理部の承認を必要としない技術資料の輸出に適用される。この除外条項（本節の (b) (13) 項を除く）は、本副章の § 126.1 のもとで禁止された仕向地への輸出又は本副章の § 120.1 (c) において一般的に不適格であるとみなされる者への輸出には適用されない。また、この除外条項は、国外調達の取決めの締結又は防衛物品の国外生産の目的に対しては適用できない（§ 124.13 を参照のこと）（ただし、§ 125.4 (c) のもとに認可される場合を除く）。機密扱いの情報の伝達は、国防総省の国家産業セキュリティプログラム運用マニュアルの要件に従わなければならない（ただし、この要件が、防衛取引管理部により提供されるガイダンスと直接対立している場合を除く、この場合には後者のガイダンスに従わなければならない）、そして、輸出者は当該技術資料が認可された輸出の技術の限度を超えないことを通達当局に対して保証しなければならない。
- (b) 以下の輸出については、本副章の輸出許可要求事項から除外される。
- (1) 国防総省の書面による公式の要請又は指示に基づいて開示される技術資料（機密扱いの情報を含む）；
 - (2) 本副章の § 124 のもとに国務省により認可された製造ライセンス契約若しくは技術援助契約を推進するための技術資料（機密扱いの情報を含む）であって、本副章の § 124.3 の要求事項を満たすもの；
 - (3) 輸出者と米国政府間機関との契約を推進するための技術資料（機密扱いの情報を含む）であって、その契約が当該データの輸出について規定しており、かつ、当該データが防衛物品の設計、開発、製造又は生産の詳細を開示しない場合；
 - (4) 以前に同じ受取人への輸出が認可されていた技術資料（機密扱いの情報を含む）のコピー。当該技術資料の改訂されたコピーについては、それらが同一の防衛物品に関係する場合及びその改訂が単に編集上のものであって、以前に輸出された技術の内容若しくは同じ受取人への輸出が認可されていた

技術の内容に追加するものでない場合についても除外される；

- (5) 同じ受取人に合法的に輸出された或いは輸出が認可された防衛物品に関係する基本的な操作、保守及び訓練に関する情報の形態の技術資料（機密扱いの情報を含む）。中間レベル又はデポレベルの修理及びメンテナンスの情報は、その目的で明示的に認可された輸出許可又は契約のもとでのみ輸出することができる；
- (6) 口径が 0.50 インチ以下の火器及び当該兵器用の弾薬に関係する技術資料（機密扱いの情報を含む）（ただし、詳細な設計、開発、製造又は生産に関する情報は除く）；
- (7) もとものの輸入先に返送される技術資料（機密扱いの情報を含む）；
- (8) 機密扱いの情報に直接関係する技術資料のうち、以前に同じ受取人に本章に従って輸出されたもの又は輸出が認可されたものであって、かつ、防衛物品の設計、開発、製造又は生産の詳細を開示しないもの；
- (9) 技術資料（機密扱いの情報を含み、メディア又はフォーマットの如何を問わない）であって、米国人又は米国外に渡航中の若しくは一時的に米国外に出向中の米国人の外国人被雇用者により輸出、再輸出、又は再移転されたもの或いは彼らに対して輸出、再輸出、又は再移転されたものは、以下の規制を受ける：
- (i) 外国人は、別個の輸出許可又はその他の承認によって受け取ることとを是認される技術資料のみを輸出、再輸出、再移転又は受け取ることができる。
- (ii) この是認のもとに輸出、再輸出、又は再移転された技術資料は、米国人又は認可された外国人によってのみ所有又は使用することができる。これらの技術資料の不正な放出を防止するため、十分な安全対策が講じられなければならない。このような安全対策には以下の対策を含めることができる：
- 技術資料の暗号化；
- 仮想プライベートネットワーク等の安全なネットワーク接続の使用；
- 技術資料が蓄積されている電子デバイス又はメディアに対するパスワード又はその他のアクセス制限；並びに
- 不正な発出を防止するためのファイアウォール及びその他のネットワークセキュリティ手段の使用。
- (iii) それらの個人は、米国政府の職員であるか、外国の子会社によってではなく米国人により直接的に雇用されていること。
- (iv) この適用除外により是認される技術資料は、輸出許可又はその他の異なる承認によって是認されない限り、外国の製造目的のため又は防衛物品のために用いられてはならない。
- (v) 機密扱いの情報が、国防総省の国家産業セキュリティプログラム運用マニュアルの要件に従って、国外に送られるか携行されること（ただし、この要件が、防衛取引管理部により提供されるガイダンスと直接対立している場合を除く、この場合には後者のガイダンスに従わなければならない）。
- ~~(9) 米国企業の従業員又は米国政府機関の職員である米国人により、米国外に所在する当該米国企業により雇用された米国人に向けて又は米国外に所在する米国政府機関に向けて送られる又は携行される技術資料（機密扱いの情報を含み、メディア又はフォーマットの如何を問わない）。この除外条項は、本副章の § 125.1(b) の制限条項の対象であり、以下に該当する場合にのみ用いることができる：~~
- ~~(i) 技術資料が米国外において米国人のみにより使用されること；~~
- ~~(ii) 米国外に在住する米国人が米国政府の職員であること、又は外国の子会社によってではなくに米国企業により直接雇用された者であること；並びに~~
- ~~(iii) 機密扱いの情報が、国防総省の国家産業セキュリティプログラム運用マニュアルの要件に従って、国外に送られるか携行されること（ただし、この要件が、防衛取引管理部により提供されるガイダンスと直接対立している場合を除く、この場合には後者のガイダンスに従わなければならない）。~~
- (10) 米国の高等教育機関による米国内における機密でない技術資料の、当該教育機関の真正なフルタイムの正規従業員である外国の者への開示。次に該当する場合にのみ除外条項が適用できる：
- (i) その従業員の全雇用期間における永続的な居住地が米国内にあること；
- (ii) その従業員が、本副章の § 126.1 に従って輸出が禁止されている国の国民でないこと；並びに
- (iii) 当該機関が、その個人に対して書面で、当該技術資料が防衛取引管理部の書面による事前の認

可がなければ他の外国の者に移転できないことを通知していること；

(11) 技術資料（機密扱いの情報を含む）であって、その輸出を必要とする輸出者が、国防総省、エネルギー省又はNASAとの取り決めに従って、防衛取引管理部により本章の輸出許可条項から書面による適用除外が与えられたもの。上記の適用除外は、通常、その取決めが、米国が一当事国である国際協定を直接的に履行する場合、並びに複数の輸出が企図されている場合にのみ与えられる。防衛取引管理部は、関連する米国政府機関と協議する中で、適用除外を通して、取決めに基づく輸出を促進することにより、最もよく米国政府の国益にかなうか否かを裁定する（関連する除外条項について、本節の(b)(3)項も参照のこと）；

(12) 本副章の§ 126のもとに特別に除外される技術資料；又は

(13) 米国の管轄省庁又は管轄機関又は情報公開セキュリティ審査局により一般への公開（すなわち、無制限の配布）が認可された技術資料。この適用除外は、米国の管轄省庁又は管轄機関により、いかなる形式であっても一般への公開が認可された情報に適用できる。これは、その除外条項を適格とするために当該情報が公開されることを要求しているものではない。

(c) NATO加盟国、オーストラリア、日本及びスウェーデンの国民への防衛役務及び関連する機密でない技術資料であって、国防総省からの書面による見積り又は入札提案の要請に応ずることを目的とするものは、本副章の輸出許可要求事項から除外される。上記の輸出は、米国国防総省の権限を与えられた担当官からの書面による公式の要請又は指示に基づくものでなければならない。この防衛役務及び技術資料は、本節の(c)(1)、(c)(2)及び(c)(3)項に限られており、本節の(c)(4)、(c)(5)及び(c)(6)項については含んではならない；

(1) ビルドトゥープリント生産方式[Build-to-Print、顧客が詳細設計を行い、生産のみを受注する受注形態]

“build-to-print”[ビルドトゥープリント]とは、外国の荷受人が米国の輸出者からいかなる技術援助も受けることなく、設計図面から防衛物品を生産できることをいう。この取引は、外国の荷受人が防衛物品を生産する固有の能力を有しており、必要な図面がないだけであると解釈されるので、完全に“hand-off”[手放し]のアプローチに基づくものである。受入基準及び仕様書等の補足書類は、外国の荷受人がこの追加の補足書類がなければ受入れ可能な防衛物品の生産ができなくなるような必須の基準で（即ち、“must have”[有していなければならない]）、提供することができる。受入れ可能な防衛物品の製造を可能にするのに絶対必要とは限らない文書（すなわち、“nice to have”[あったらいい]）は、ビルドトゥープリント生産方式のデータパッケージの境界線内にあるとはみなされない；

(2) ビルド／デザイントゥースペシフィケーション生産方式[Build/Design-to-Specification、顧客が仕様設計を行い、設計及び生産のみを受注する受注形態]

“Build/Design-to-Specification”[ビルド／デザイントゥースペシフィケーション]とは、要求仕様から防衛物品を設計及び生産できることをいう。この取引は、外国の荷受人が防衛物品の設計及び生産の双方を行う固有の能力を有しており、必要な要求仕様情報がないだけであると解釈されるので、完全に“hand-off”[手放し]のアプローチに基づくものである；

(3) 基礎研究

“基礎研究”とは、特定のプロセス又は製品の用途を念頭におかずに、現象の根本的側面及び観察できる事実の、より深遠な知識又は理解を指向する体系的な研究をいう。これには“応用研究”については含まない（すなわち、方法（その方法によって認識された特定の必要性を満たすことができるもの）を決定するのに必要な知識又は理解を得るための体系的な研究をいう。これは、有用な材料、デバイス及びシステムの生産に向けての知識のシステムティックな応用（特定の要求を満たすためのプロトタイプ及び新たなプロセスの設計、開発、及び改良を含む）をいう。）；

(4) 設計手法（例えば、以下に例示するもの）：

基礎をなすエンジニアリング手法及び利用される設計理念（すなわち、特定の設計上の意思決定、エンジニアリング機能又は性能要件に関する論理的根拠を説明する“why[何故]”又は情報）；エンジニアリングの経験（例えば、学んだ教訓）；並びに防衛物品の動作要件（例えば、性能要件、機械的要件、電氣的要件、電子的要件及び信頼性要件）を設定する論理的根拠及び関連データベース（例えば、設計許容度、安全係数、構成部品の寿命予測、故障解析基準）。（最終的な解析結果並びに初期条件及びパラメータは提供することができる。）

(5) エンジニアリング解析（例えば、以下に例示するもの）：

防衛物品の動作要件に対する性能を設計又は評価するために使用される解析手法及び解析ツール。解析手法及び解析ツールには、モックアップ、コンピューター・モデル及びシミュレーションの開発及び／又は使用、並びに試験設備を含む。（最終的な解析結果及び初期条件及びパラメータは提供することができる。）

(6) 製造ノウハウ（例えば、以下に例示するもの）：

詳細設計を、適格で完成された防衛物品に変換するのに必要な詳細な製造プロセス及び製造技術を提供する情報。（情報は、受入れ可能な防衛物品を製造するために必要なビルドトゥープリント生産方式のパッケージの中で提供することができる。）

(d) [Reserved]

[58 FR 39310, July 22, 1993, as amended at 65 FR 45284, July 21, 2000; 66 FR 35900, July 10, 2001; 67 FR 15101, Mar. 29, 2002; 71 FR 20545, Apr. 21, 2006; 75 FR 52624, 52626, Aug. 27, 2010; 79 FR 66609, Nov. 10, 2014; 81 FR 35617, June 3, 2016]

§ 125.5 プラント訪問に関する除外条項

(a) 外国人による機密扱いのプラント訪問の過程において機密でない技術資料の口頭及び映像による開示については、以下を条件として、輸出許可は不要である：

機密扱いの訪問自体が防衛取引管理部によって発行される輸出許可に従って認可されていること；或いは、機密扱いの訪問が、大統領令 12356 又はその他の適用される大統領令のもと、関連する機密扱いの防衛物品又は機密扱いの技術資料に対する機密分類を管轄する米国政府機関による実際の若しくは可能性のある政府対政府間プログラムに関して認可されたものであること、並びに引き渡される機密でない情報が、認可が得られた機密扱いの防衛物品又は技術資料に直接的に関連しており、かつ、他の防衛物品の設計、開発、生産若しくは製造の詳細を開示するものでないこと。機密扱いの情報を含む訪問の場合、国防総省の国家産業セキュリティプログラム運用マニュアルの要求事項が満たされなければならない（ただし、この要件が、防衛取引管理部により提供されるガイダンスと直接対立している場合を除く、この場合には後者のガイダンスに従わなければならない）。

(b) しかるべき米国政府機関により認可されたプラント訪問の過程において、外国の者への口頭及び映像による機密扱いの情報の開示については、以下に該当する場合、防衛取引管理部の認可は不要である：国防総省の国家産業セキュリティプログラム運用マニュアルの要求事項が満たされていること（ただし、この要件が、防衛取引管理部により提供されるガイダンスと直接対立している場合を除く、この場合には後者のガイダンスに従わなければならない）；機密扱いの情報が米国政府機関により認可されたものに直接的に関連するものであること；認可されたものを超えないこと；並びに何らかの防衛物品の設計、開発、生産若しくは製造の詳細を開示するものでないこと。

(c) 防衛取引管理部又は米国政府の管轄機関により認可された機密扱い若しくは機密でない工場訪問の過程において、機密でない技術資料の外国の者への開示については、その技術資料が開示に関して承認された範囲を超える情報を含んでいないことを条件として、輸出許可は不要である。この除外条項は、防衛物品の設計、開発、生産又は製造のために使用される可能性がある技術資料には適用されない。

[71 FR 20545, Apr. 21, 2006]

§ 125.6 適用除外に対する証明の要求事項

(a) 本副章の条項（例えば、§ 125.4 及び § 125.5）のもとに技術資料の輸出について適用除外を請求するために、輸出者は申請された輸出が本副章の関連する節（項及び該当する副項を含む）の対象となることを証明しなければならない。証明は、当該技術資料を含んでいるパッケージ又はレターに、“22 CFR [ITAR 除外適用条項を挿入] applicable [適用可能]”と明瞭に示すことで構成される。この証明は、書面の形態で行わなければならない、また、輸出者のファイルの中で 5 年間保有しなければならない。（本副

章の § 123.22 を参照のこと)。

- (b) 口頭、映像又は電子情報である輸出についても、輸出者は本節の(a)項で示される書面による証明を完成させた上で、これを5年間保有しなければならない。

[68 FR 61102, Oct. 27, 2003]

§ 125.7 機密扱いの技術資料及びその他の機密扱いの防衛物品の輸出手続き

- (a) 機密扱いの技術資料及びその他の機密扱いの防衛物品の輸出又は一時的な輸入のすべての申請書は、様式 DSP-85 によって、防衛取引管理部に提出しなければならない。

- (b) 機密扱いの技術資料及びその他の機密扱いの防衛物品の輸出申請書には、**その資料のコピー7部と必要事項が全て記入された様式 DSP-83 を添付しなければならない (本副章の § 123.10 を参照のこと)。**~~輸出許可の更新が必要とされる場合、その資料のコピー1部又は説明資料のみを提出しなければならない。~~申請書に添付するすべての機密扱いの資料は、国防総省の国家産業セキュリティプログラム運用マニュアルに記載されている手続きに従って、防衛取引管理部に伝達されなければならない (ただし、この要件が、防衛取引管理部により提供されるガイダンスと**一致していない場合直接対立している場合を除く**、この場合には後者のガイダンスに従わなければならない)。

[71 FR 20546, Apr. 21, 2006, **as amended at 81 FR 54737, Aug. 17, 2016**]

§ 125.8 [Reserved]

§ 125.9 機密扱いの技術資料及び機密扱いの輸出に対する輸出許可証及びその他の認可の送達

機密扱いの技術資料及び機密扱いの防衛物品の輸出に対する輸出許可証及びその他の認可は、国防総省の国家産業セキュリティプログラム運用マニュアルの規定に従って、防衛取引管理部により国防総省の防衛安全局に送達される (ただし、この要件が、防衛取引管理部により提供されるガイダンスと直接対立している場合を除く、この場合には後者のガイダンスに従わなければならない)。防衛取引管理部は、申請者の参考用として申請者に輸出許可証のコピーを送達する。防衛安全局は、認可された輸出が完了次第、又は輸出許可の期間が満了次第 (いずれか最初の時点で)、裏書された輸出許可証を防衛取引管理部に返却する。

[71 FR 20546, Apr. 21, 2006]